

旭川医科大学病院長候補者選考実施細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和元年8月7日学長裁定)

旭川医科大学病院長候補者選考実施細則の一部を改正する細則

旭川医科大学病院長候補者選考実施細則（平成30年5月16日学長裁定）の一部について、下記右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
<p>第1条～第6条（略） <u>附 則</u> <u>この細則は、令和元年8月7日から施行し、改正後の別紙様式第1号は、平成31年4月1日から適用する。</u></p> <p>別紙様式第1号 <u>人事課</u>人事第一係</p> <p>別紙様式第2号～別紙様式第4号（略）</p> <p>【改正理由】 平成31年4月1日付けの事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>第1条～第6条（略）</p> <p>別紙様式第1号 <u>総務課</u>人事第一係</p> <p>別紙様式第2号～別紙様式第4号（略）</p>